

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の三十七第六号ハの規定に基づき、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- 一 所属銀行 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行
- 二 銀行代理業者 銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者
- 三 子会社 銀行法第二条第八項に規定する子会社

（所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者）

第二条 銀行法施行規則第三十四条の三十七第六号ハに規定する所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があるものと認められるものから除かれる者は、所属銀行の子会社（同規則第十七条の三第二項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。

○金融庁告示第 号

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十五条の十六第六号ハの規定に基づき、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一 所属長期信用銀行 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行

二 長期信用銀行代理業者 長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者

三 子会社 長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社

（所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められる

ものから除かれる者)

第二条 長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第六号ハに規定する所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属長期信用銀行の子会社（同規則第四条の五第二項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。

○金融庁告示第 号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第四百三十三条第六号ハの規定に基づき、所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一 所属信用金庫 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫

二 信用金庫代理業者 信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者

三 子会社 信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社

（所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから

除かれる者)

第二条 信用金庫法施行規則第四百十三条第六号ハに規定する所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属信用金庫の子会社（同規則第六十四条第五項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。

○金融庁告示第 号

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第八十三条第六号ハの規定に基づき、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一 所属信用協同組合 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合

二 信用協同組合代理業者 協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者

三 子会社 協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社

（所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められる
ものから除かれる者）

第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第六号ハに規定する所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属信用協同組合の子会社（同規則第四条第五項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。

○金融庁告示第 号
厚生労働省

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）第二百二十五条第六号ハの規定に基づき、所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

厚生労働大臣 細川 律夫

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一 所属労働金庫 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫

二 労働金庫代理業者 労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者

三 子会社 労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社

（所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者）

第二条 労働金庫法施行規則第二百二十五条第六号ハに規定する所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属労働金庫の子会社（同規則第四十五条第五項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。

○金融庁告示第 号
農林水産省

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）第五十七
農林水産省

条の七第六号ハの規定に基づき、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性
があると思われるものから除かれる者を次のように定め、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

農林水産大臣 鹿野 道彦

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の七第六号ハの所属組合（農業
協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ
。）と特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の利益が相反する取引が行
われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属組合の子会社（同法第十一条の二第二項に規
定する子会社（同命令第三十五条第二項第一号の六及び第一号の七並びに農業協同組合法施行規則（平成十
七年農林水産省令第二十七号）第六十一条第四項第六号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。）とす

2.

○金融庁告示第 号
農林水産省

大蔵省
農林水産省
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年 令第二号）第五十条の七第六号ハの規定

に基づき、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の七第六号ハの所属組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）と特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属組合の子会社（同法第十一条の六第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社（同命令第二十六条第三項第一号の三及び第一号の四並びに第四項第二号及び第二号の二に掲げる業務を行うものを除く

。をいう。とする。

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第二百二十三条第六号ハの規定に基づき、農
林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除

かれる者を次のように定め、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

農林水産大臣 鹿野 道彦

農林中央金庫法施行規則第二百二十三条第六号ハの農林中央金庫と農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法
（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。）の利益が
相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、農林中央金庫の子会社（同法第
二十四条第三項に規定する子会社（同規則第九十七条第二項第七号及び第七号の二に掲げる業務を行うもの
を除く。）をいう。）とする。